

平成 30 年 9 月 7 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26350055

研究課題名(和文) 高齢者の経済的虐待防止に資するエンパワメント教育プログラムの開発

研究課題名(英文) Development of an empowerment program for elderly people's prevention from financial abuse

研究代表者

坂本 勉 (sakamoto, tsutomu)

佛教大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：70329994

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：カナダ ブリティッシュ・コロンビア州(以後BCとする)のNPO団体「B.C.CEAS」から提供を受けた、高齢者虐待防止教育用に作成されたDVDおよび教育教材の日本語訳が完了した。日本語教材には、BC州の関連する法律「POWER OF ATTORNEY(永続的代理権委任状法)」および、「ADULT GUARDIANSHIP ACT(成年後見法)」の2つが高齢者の権利保護に対応しており、2018年3月14日に改正されている。本研究期間を通じて、同団体が開発した教育教材の日本語訳が完成した。

研究成果の概要(英文)：This study focused on prevention of financial abuse of the elderly. We have continued research activities focusing on organizations engaged in efforts related to the prevention of financial abuse of elderly. We visited the British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS), and received educational materials developed by the organization. We completed the Japanese translation of the educational materials developed by B.C.CEAS. This educational material, "POWER OF ATTORNEY ACT" translation. 14th March 2018 is also published British Columbia, Canada.

研究分野：社会福祉学

キーワード：高齢者虐待 経済的虐待 虐待予防教育 成年後見法 永続的代理権委任

1. 研究開始当初の背景

日本に高齢者虐待防止法が施行される以前から、研究代表者は高齢者への経済的虐待が広く蔓延していることを指摘し続けていた。高齢者への虐待は、米国の研究では精神的虐待や身体的虐待と複合的に行使されているとの調査研究があった。また、予防的視点から追及すると、経済的虐待を予防できればその他の虐待に移行するまたは、複合的な虐待をかなりの確率で食い止めることができるのではないかと仮説をたてている。その上で、地域密着型の金融機関との連携を模索し、その可能性を追求してきた。

すでに、米国カリフォルニア州や、カナダのブリティッシュコロンビア州では経済的虐待に特化した予防活動が展開されており、一定の効果を発揮している。

研究代表者は、平成22年～平成24年度まで文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(C)採択プログラム「地域金融機関と共同する高齢者への経済的虐待防止モデルの開発」において、高齢者の経済的虐待防止に向けた可能性および、金融機関との連携について国内外の研究を行ってきた。その過程で、米国カリフォルニア州のNPO団体 Elder Financial Protection Network が全米の金融機関からの協力を得て、高齢者への金融虐待の防止に尽力していた。また、カナダ・ブリティッシュコロンビア州では、経済的虐待防止に向けた啓発用教育教材の開発(マニュアル・DVD・プレゼンテーション資料)をしており、それらの教育教材への日本語訳に取り組んできた。また、2016年度にわが国の金融機関(さわやか信用金庫、城南信用金庫、芝信用金庫、目黒信用金庫、湘南信用金庫が、品川区社会福祉協議会と協力)が一般社団法人「しんきん成年後見サポート」を立ち上げ、金融機関としての社会貢献活動を行う目的で団体を立ちあげている。

上述した、研究代表者の基礎研究は確実にわが国にも定着しつつあるが、ソーシャルワーク研究の視点や、これまで福祉学研究では十分検討されてこなかった、経済的虐待予防および、その後の生活支援の仕組みについて研究する必要があるといえる。現在の日本は、福祉領域・法律的領域・金融サービス・医学的視点など学際的な取り組みが北米と比較すると不十分であると認識している。それぞれの分野を学際的な研究とともに、ソーシャルワークの視点を盛り込んだ技法を広く日本に広げていく必要があるといえる。

また、今日までのわが国での高齢者虐待研究は、経済的虐待に焦点をおいた研究が存在しないと同時に、ソーシャルワークや法律学、医学などの学際的な研究が北米と比較して活発化していない。そのため、積極的な経済的虐待予防対策への効果的アプローチに関する研究がわが国の今後の研究活動に委ねられているといえる。

先行実践研究では、カナダでの The British

Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS) というNPO 団体がシニアに対する金融教育プログラムを開発し、老後に起こりうる経済生活や福祉機関との契約を意識し、高齢者自身のエンパワメントに力を入れた活動が展開されていることが判明した。その現地調査では各コミュニティへの啓発活動を展開するため、一定期間訓練したボランティアスタッフがワークショップを行い、地域住民へ将来の老後リスクとそれに対処するための知識や方法論について認識を深める活動を行っていた。また、高齢者への経済的虐待への未然防止策を講じるために、経済生活と密着した金融機関へのアクセスにも取り組んでおり、金融機関向けのスタッフトレーニングツールと予防的教育プログラムも開発し啓発活動に取り組んでいる。また、アメリカのサンタクララ郡では、Financial Abuse Specialist Team (FAST) という経済的虐待防止に特化した専門家チームを結成し経済的虐待への早期発見・早期対応が試行されており、ケーススタディとして紹介されている。('A Case Study of the Santa Clara County Financial Abuse Specialist Team (FAST) Program' JOURNAL OF GERONTOLOGICAL SOCIAL WORK Vol. 39(3) 2002) このように、北米諸国では高齢者への虐待に関して早期発見早期対応のために、予防的研究や活動にシフトしており、虐待防止活動にその軸足が移行していることが判明した。

2. 研究の目的

本研究では予防活動に注目し、高齢者の経済的虐待を未然に防止するため、高齢者自身のエンパワメント機能を高めるための教育プログラムに関する研究を目的とする。今後ますます増加が見込まれる高齢者層、なかでも要介護高齢者、認知症高齢者などへの生活維持を社会的に支援するサービスの開発が急がれており、特に団塊世代を中心に今後のライフコースで起こりうる、認知症に伴う意思表示能力の減退、介護リスクなどへの対処方法への教育、一定の能力制限になった場合を想定した、任意後見契約や成年後見制度を視野に入れた「高齢者のエンパワメント向上を目指す教育プログラム」に関する研究を実施する。これまでのわが国における高齢者虐待研究では、高齢者虐待という事象把握が中心に行われてきた。本研究では予防活動に注目し、高齢者の経済的虐待を未然に防止するため、高齢者自身のエンパワメント機能を高める教育プログラムに関する研究を行う。

研究代表者は、カナダ・ブリティッシュコロンビア州のNPO 団体 The British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS) に着目し、同団体が開発した教育プログラムの提供をうけた。研究期間中はその教材の翻訳を実施し、講演会や研修会などを通じてその教育効果を国内で検証する。

また、アメリカ カリフォルニア州サンタクララ郡(「A Case Study of the Santa Clara County Financial Abuse Specialist Team (FAST) Program, JOURNAL OF GERONTOLOGICAL SOCIALWORK Vol. 39(3)2002」での経済的虐待対応チームについての視察および意見交換を行い、公的機関である「Adult Protect Service(APS)」が管理する「Financial Abuse Special Team<FAST>(以降FASTと称する)」という経済的虐待に特化した特別チームが編成されている。そこでは、ソーシャルワーカー・裁判所・弁護士・パブリックガーディアン(公的後見人)による学際的な取り組みが展開されている。その後の研究で、これらの活動に参画するソーシャルワーカーの養成に、サンノゼ州立大学と産学協同研究を実施していることが判明した。2015年度サンタクララ郡の報告書(全人口約10万人:注1)では、FASTの支援を受けて救済された方および、経済的侵襲からの回復額が、合計\$264,798,671(約275億円)(注1)に上り、その効果が全米で注目されている。

注1:「Adult Protective Services Fiscal Year 2015 Annual Report Social Services Agency Department of Aging and Adult Services: Santa Clara County」

これら海外視察した資料を総合し、「高齢者虐待を未然に防止することを主眼とした、教育プログラム」を検討することを目的とした。研究データとしてプログラム参加者へのアンケート調査を実施し、プログラムの有効性を検証する。

3. 研究の方法

<サンタクララ郡の経済的虐待スペシャリストチームの取り組み視察> 先行実践研究のある、アメリカ・サンタクララ郡のFinancial Abuse Specialist Team (FAST)の現状調査および、カナダ・ブリティッシュコロンビア州のNPO団体のThe British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS)での詳細な啓発手法を現地調査にて分析する。また、アメリカを除く諸外国では、アメリカ・サンタクララ郡のFinancial Abuse Specialist Teamと同等の取り組みを行っている形跡はなく、貴重な視察対象として位置付けている。

<教育プログラムの検証>

教育プログラムの検証に関しては、行政機関および福祉関係法人などの講演会およびその際実施したアンケート調査にてその教育的効果を検証してきた。その結果、ブリティッシュ・コロンビア州での法律的運用とわが国における法律的運用や解釈の相違など、いくつかの点において検証する。特に、映像教材から日本との社会的文化的相違や、金融機関との関係、高齢者虐待に関する法律的定義や意識の違いなど、相違点について検討する。

<教育プログラムの翻訳と運用>

教育プログラムに関して、カナダ BC 州で

活動するNPO団体によって開発された教育プログラムの翻訳および分析を行う。特に、カナダ・ブリティッシュコロンビア州のNPOが開発した「Community & justice System Working Together As Partners - to prevent or stop abuse of seniors-」という教育教材の日本語翻訳と出版を目標にした。日本語訳に関しては、上記団体への著作権の了解とともに、法律用語やその運用についての作業および確認に時間を要し、研究期間を1年延期し翻訳出版化を目指した。

4. 研究成果

本研究は、高齢者の経済的虐待防止に焦点を絞った。また、海外での取組において、高齢者の経済的虐待防止に関連した取組を行っている団体に絞り、研究調査活動を続けてきた。そのなかで、カナダ・ブリティッシュコロンビア州のNPO団体The British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS)を訪問し、同団体が開発した教育教材の提供を受けた。本研究では、同団体が開発した教材の日本語訳が完了した。また、これら教材には、ブリティッシュ・コロンビア州の法律、「POWER OF ATTORNEY ACT」2018年3月14日改正の翻訳も掲載している。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州(以後BCとする)NPO団体The British Columbia Coalition to Eliminate Abuse of Seniors (B.C.CEAS)から提供を受けた高齢者虐待防止教育用に作成されたDVDおよび教育教材の日本語訳が完了した。一次翻訳の段階で京都府下2団体より講演活動を行った。

日本語教材には、BC州の関連する法律「POWER OF ATTORNEY(永続的代理権委任状法)」および、「ADULT GUARDIANSHIP ACT(成年後見法)」の2つが高齢者の権利保護に対応しており、2018年3月14日に改正されている。日本では、高齢者虐待防止法が独立して制定されているが、「POWER OF ATTORNEY ACT(永続的代理権委任状法)」に近いシステムとして任意後見制度が該当すると思われる。また、ADULT GUARDIANSHIP ACTのなかに、高齢者虐待の定義が明記されている。BC州の高齢者虐待の定義では、肉体的・精神的、情緒的な危害、成人への経済的損害および損失、威嚇、屈辱、身体的暴力・性的暴力、過剰診療、継続的な治療薬の留保、郵便物の検閲、プライバシーの侵害や訪問者の拒絶と明記されている。これらの法整備とともに、BC州法律扶助協会などと連携し、ホットライン(電話相談)の開設と同時に、各コミュニティーへ意識啓発を目的とした教材開発を完了し、予防的な取り組みを行っていた。本研究期間を通じて、同団体が開発した「Community & justice System Working Together As Partners - to prevent or stop abuse of seniors-」を日本語訳が完成した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- 坂本勉「市民後見人に関する養成研修のあり方とその枠組みに関する考察」佛教大学福祉教育開発センター紀要、第 13 号.2016.3
- 坂本勉「第 6 期八幡市介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査報告書」京都府八幡市、(主任研究者)2014.3

〔学会発表〕(計 4 件)

- 坂本勉「高齢者の虐待防止に向けた取り組み-カナダ・ブリティッシュコロンビア州での取り組み-」社会福祉法人京都福祉サービス協会、招待講演、2016.8.15
- 坂本勉「高齢者虐待防止に向けた予防教育プログラムの取組 カナダ・ブリティッシュコロンビア州での取組 」第 13 回日本高齢者虐待防止学会横浜大会、横浜市立大学八景キャンパス、2016.7.16
- 坂本勉「高齢者への虐待行為が行われる背景 カナダでの先駆的取組から学ぶ」京都府山城南保健所、民生委員・児童委員人権問題啓発研修会、招待講演、2015.10.9
- 坂本勉「高齢者の虐待防止に向けた取り組み-カナダ・ブリティッシュコロンビア州での取り組み-」社会福祉法人京都福祉サービス協会、招待講演、2015.8.4

〔図書〕(計 1 件)

坂本勉「地域の安心と、共生システムへ向けて 高齢者への虐待予防にむけて Community & Justice System Working Together As Partners」bookway,2018

6. 研究組織

(1)研究代表者

坂本 勉 (SAKAMOTO TSUTOMU)
佛教大学社会福祉学部准教授
研究者番号：70329994

(2)研究分担者

堀井節子 (HORII SETSUKO)
京都光華女子大学健康科学部教授
研究者番号：30290224